

新旧対照表

○板橋区地域ケア運営協議会設置要綱

変更後(新)	変更前(旧)
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した生活が継続できるよう支援する地域ケアの推進を目的として、<u>地域包括支援センター</u>（以下「<u>包括支援センター</u>」という。）の事業の円滑な運営を図るため、おとしより保健福祉センター（以下「<u>保健福祉センター</u>」という。）に板橋区地域ケア運営協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること</u></p> <p><u>ア 包括支援センターの担当する圏域の設定</u></p> <p><u>イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託先法人の選定又は包括支援センターの業務の委託先法人の変更</u></p> <p><u>ウ 包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定</u></p> <p><u>エ その他協議会が包括支援センターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した生活が継続できるよう支援する地域ケアの推進を目的として、おとしより保健福祉センター（以下「<u>保健福祉センター</u>」という。）及び地域包括支援センター（以下「<u>包括支援センター</u>」という。）の事業の円滑な運営を図るため、保健福祉センターに板橋区地域ケア運営協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健福祉センターの運営及び事業に関すること。</p>

(2) 包括支援センターの行う業務に係る方針に関すること

(3) 包括支援センターの運営に関すること

ア 協議会は、毎年度、包括支援センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

a 事業計画書及び収支予算書

b 事業報告及び収支決算書

c 包括支援センターの運営状況に関する評価の結果

d その他協議会が必要と認める書類

イ 協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、区が作成した基準に基づき、定期的に、事業内容等を評価するものとする。

(4) 包括支援センターの職員の確保に関すること

(5) その他、地域包括ケアに関すること

第3条 ～ 第10条 (省略)

付 則 (省略)

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 包括支援センターの設置等に関する事項の承認

(3) 包括支援センターの運営に関すること。

(4) 包括支援センターの職員の確保に関すること。

(5) その他、地域ケアに関すること。

第3条 ～ 第10条 (省略)

付 則 (省略)